

## シニア型地域活性化起業人 契約等チェックリスト

契約等の締結に際し、受入自治体とシニア型地域活性化起業人になろうとする者にて十分に協議した上で、下記の全ての項目をご確認ください。

- 地域独自の魅力や価値の向上に繋がる業務内容となっていること。
- 受入自治体は、起業人のノウハウや知見に対し、受入自治体の希望する業務内容に対応できることを確認していること。
- 派遣期間は6月以上3年以内の期間であること。
- 月4日以上かつ月20時間以上の勤務に相当する業務を行うこと。
- 受入自治体における滞在日数が月1日以上であること。
- 受入開始日が、在職していた企業等を退職した日からおおむね5年以内であること。  
(受入自治体への退職証明書等の書類の提出が必要)
- 同一の受入自治体が同一の人物を起業人として受入れて3年以内であること。
- 他の自治体において起業人として活動した実績の有無を本人に確認していること。
- 契約書等に「シニア型地域活性化起業人制度」の趣旨が記載されていること。

### 【三大都市圏内に所在する企業等に在職していた者を活用する場合】

- 受入自治体は、以下の市町村であること。
  - ①三大都市圏外の市町村
  - ②三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村
- 起業人は、現に三大都市圏内に居住していること。三大都市圏外に居住している場合は、在職時から転居していないこと。
- 起業人は、現に受入自治体の区域内に居住する者でないこと。

### 【三大都市圏外の指定都市、中核市または県庁所在市に所在する企業等に在職していた者を活用する場合】

- 受入自治体は上記①、②のうち、指定都市、中核市または県庁所在市以外の市町村であること。
- 受入自治体と所在する企業等が同一道県内でないこと。
- 起業人は、現に以下のいずれかに居住していること。
  - 三大都市圏内
  - 三大都市圏外の指定都市、中核市または県庁所在市
  - 上記以外の場合は、在職時から転居していないこと
- 起業人は、現に受入自治体の区域内に居住する者でないこと

**【問合先】**

総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課

電話：03-5253-5392 メール：[chiikikasseika1@soumu.go.jp](mailto:chiikikasseika1@soumu.go.jp)